ことら送金サービス利用規定

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)と「ことら送金サービス」(以下「本サービス」といいます。)に係る取引を行う場合は、この規定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る契約・規定に従うことに同意するものとします。

第1条 (定義等)

- 1. 「本サービス」とは、お客さまの指定する当社のお客さま名義の預金口座(以下「送金指定口座」といいます。)からお客さまの指定する送金資金を引き落としの上、お客さまの指定するアカウントに対して、ことらシステムを介して国内円での送金を行うサービスをいいます。また、他のアカウントからお客さまの指定する当社のお客さま名義の預金口座(以下「入金指定口座」といいます。)に対して、ことらシステムを介して国内円での送金が行われる場合において、当社が当該送金に係る資金を入金指定口座に入金する行為も本サービスに含まれるものとします。
- 2. 「アカウント」とは、当社の国内本支店の預金口座、または、他のことら対応金融機関等に開設された国内本支店の預金口座もしくはバリューアカウントをいいます。
- 3. 「受取人」とは、送金先であるアカウントの保有者をいいます。
- 4. 「受取人アカウント」とは、送金先として指定された受取人のアカウントをいいます。
- 5. 「バリューアカウント」とは、資金移動業者が為替取引に係るサービスを提供するために利用者ごとに開設されるアカウントをいいます。
- 6. 「アカウント代替符号」とは、アカウント保有者が当該アカウントの口座番号またはバリューID等 (第3条2項1号で定義します。)に代替するものとしてことらシステムに登録した携帯電話番号 またはメールアドレスをいいます。
- 7. 「ことらシステム」とは、株式会社ことらが運営することら送金を提供する上で必要となるシステム・仕組みを指します。
- 8. 「ことら送金」とは、ことらシステムを介して送金を行うサービス一般をいいます。
- 9. 「ことら対応金融機関等」とは、ことらシステムを利用して、ことら送金を提供する金融機関または資金移動業者をいいます。
- 10. 「送金先金融機関等」とは、送金先として指定された受取人がアカウントを開設していることら対応金融機関等をいいます。

第2条 (対象取引等)

- 1. 本サービスは、次に掲げる要件を全て満たすアカウント(送金指定口座及び入金指定口座を 含みます。)間の送金のみを対象とするものとします。
 - ① 個人(個人事業者を除きます。)が開設したアカウントであること
 - ② 国内居住者のアカウントであること
 - ③ アカウントが預金口座の場合は、その種目が普通預金、貯蓄預金または当座預金のいず

れかであること

2. 本サービスの1回あたりの送金上限額は10万円とし、1日あたりの送金上限額は当社所定の金額またはお客さまが任意に設定したことら送金限度額のいずれか低い金額とします。

第3条 (本サービスの依頼)

- 1. 預金口座宛ての送金依頼を行う場合は、当社のスマートフォン用アプリケーション(以下「当社 アプリ」といいます。)上において、次に掲げる事項を正確に入力してください。
 - ① 送金先の金融機関名、店舗名、預金種目及び口座番号、またはアカウント代替符号
 - ② 送金額
 - ③ その他当社所定の事項
- 2. バリューアカウント宛ての送金依頼を行う場合は、当社アプリ上において、次に掲げる事項を 正確に入力してください。
 - ① 送金先の資金移動業者名及びバリューID その他送金先のバリューアカウントを特定する ための必要な事項(以下「バリューID 等」といいます。)、またはアカウント代替符号
 - ② 送金額
 - ③ その他当社所定の事項
- 3. 前二項に基づく入力により表示される受取人の情報等に誤りがないかを事前に確認の上、送金依頼を行ってください。
- 4. 前三項に定める送金依頼の内容について、当社アプリへの誤入力があったとしても、これによって生じた損害について、当社は責任を負いません。

第4条 (契約の成立)

- 1. 本サービスに係る送金契約は、当社が第3条に基づき入力された本サービスの依頼内容を確認し、送金資金を送金指定口座から引き落としたときに成立するものとします。
- 2. 前項により本サービスに係る送金契約が成立した場合、当社は、送金依頼の内容をその都度 当社アプリ上に表示するものとします。かかる当社アプリ上の表示とは別に、当該依頼内容の 明細を記載した受付書等の書面の発行はいたしません。
- 3. 次の場合には、本サービスに係る契約は成立しません。
 - ① 当社またはことらシステムのシステムメンテナンスや障害等により本サービスの取扱いができないとき
 - ② 指定された送金額が第2条2項に定める送金上限額を超えるとき
 - ③ 送金指定口座の出金可能額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)が指定された送金額に満たないとき
 - ④ 送金先として指定された金融機関または資金移動業者がことら対応金融機関等ではないとき、その他送金先金融機関等の事由によりことら送金が行えないとき
 - ⑤ 第2条第1項各号に掲げる要件のいずれかを満たさないとき



- ⑥ お客さまが第7条に定める利用停止条件に該当したとき
- (7) 送金指定口座または受取人アカウントにおける取引が制限されているとき
- ⑧ 上記のほか、本サービスに係る取引を行うことが不適切であると当社が判断したとき

第5条 (送金指図の発信)

- 1. 本サービスに係る送金契約が成立した場合、当社は、第3条に基づき入力された本サービス の依頼内容に基づいて、ことらシステムを介して送金先金融機関等宛てに送金指図を発信し ます。
- 2. 当社が前項に基づく送金指図を発信しても、送金先金融機関等や受取人アカウントの状況等により、即時に着金しない場合があります。
- 3. 当社が第1項に基づく送金指図を発信したものの、送金先金融機関等または受取人が入金を拒否し、送金先金融機関等から送金資金が返金された場合は、当該送金資金を送金指定口座に入金いたします。

第6条 (メッセージ機能)

アカウント代替符号を入力の上で本サービスの依頼を行う場合、送金の依頼とともに、受取人に対する当社所定の方法によるメッセージの送信を行うことができます。ただし、送金先金融機関等や受取人の通信環境等の事情により、受取人がメッセージを受け取ることができない場合があります。

第7条 (利用停止)

- 1. 第3条に基づく本サービスの依頼の手続において、当社アプリ上に受取人の名称が表示されたにもかかわらず、当社所定の回数を超えて本サービスの依頼を行わない場合、本サービス及び当社の預金口座における振込取引を停止することがあります。
- 2. 前項のほか、第3条に基づく本サービスの依頼の手続において、当社所定の回数を超えて当 社所定の項目の入力を誤った場合は、本サービスの利用を停止することがあります。
- 3. 前二項に基づいて停止した本サービス及び振込取引の利用を再開するには、当社所定の手続を行う必要があります。

第8条 (取引内容の照会等)

- 1. 第3条に基づく本サービスの依頼を行ったにもかかわらず、受取人アカウントに送金資金の入金が行われていない場合は、速やかに当社に照会してください。この場合、当社は送金先金融機関等に照会するなどの調査をし、お客さまにその結果を報告します。これらの対応を実施したにも関わらず、お客さまと当社の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当社が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。
- 2. 当社が発信した送金指図について送金先金融機関等から照会があった場合は、お客さまに対して依頼内容について照会することがあります。この場合、当社からの照会に対して速やか



に回答するものとし、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当社は責任を負いません。

第9条 (契約成立後の取扱い)

本サービスに係る送金契約が成立した後は、本サービスの依頼内容の変更や取消、組戻し(返金) 等を行うことはできません。

第10条 (通知・照会の連絡先)

- 1. 本サービスに関してお客さまに通知または照会をする場合、当社所定の方法(あらかじめ当社に届出のあった電子メールアドレスまたは電話番号への連絡を含みますが、これらに限りません。)により行うものとします。
- 2. 前項の場合において、連絡先の届出不備等によって通知・照会することができなくても、これによって生じた損害について、当社は責任を負いません。

第11条 (入金指定口座への入金)

- 1. お客さまは、当社所定の方法により、あらかじめ入金指定口座に係るアカウント代替符号をことらシステムに対して登録することができます。この場合、当社は、アカウント代替符号を指定する方法によって行われる入金指定口座への入金を受け入れるものとします。
- 2. アカウント代替符号の登録受付にあたっては、ことらシステムに対して、氏名(ただし、所定のマスキングが行われたものを含みます。)、支店コード、預金種目及び口座番号等、別途当社が定める情報を連携することにお客さまは同意することとします。
- 3. お客さまは、前項で連携された情報については、ことら対応金融機関等やことら送金サービス により送金依頼をしようとする者が閲覧、検索することが可能になることに同意した上で登録を 行うものとします。
- 4. アカウント代替符号を指定する方法によって行われる入金指定口座への入金を受け付ける場合であって、当該入金に伴ってお客さま宛てのメッセージを受信した場合は、当社は、当該メッセージを当社所定の方法により通知等を行うものとします。
- 5. 第1項に定めるアカウント代替符号の登録内容に誤りがあったとしても、これによって生じた損害について、当社は責任を負いません。

第12条 (利用時間)

本サービスの利用時間は、当社が定める利用時間内としますが、他のことら対応金融機関等の利用時間の変動等により、当社の定める利用時間内であっても利用ができない場合があります。

第13条 (不正利用の調査等)

1. 当社は、本サービスの不正利用の調査及び検知のため、お客さまの情報(アカウントの開設



又はアカウント代替符号の登録時に取得したお客さまの情報を含みます。以下、本条において同じです。)を業務上必要な範囲で、他のことら対応金融機関等及びこれらの利用者に対して提供する場合があります。

2. 当社は、本サービスの不正利用の調査及び検知のため、お客さまの情報を業務上必要な範囲で利用する場合があります。

第14条 (免責規定等)

- 1. 次の各号の事由によって本サービスの利用ができない場合であっても、これによって生じた損害について、当社は責任を負いません。
 - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
 - ② 当社、株式会社ことらまたは他のことら対応金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
 - ③ 他のことら対応金融機関等または株式会社ことらの責に帰すべき事由があったとき
 - ④ お客さまの依頼に基づく送金指定口座からの誤送金(二重に送金を行った場合を含みます。)等、当社の責めに帰すべき事由でないもの
- 2. 前項のほか、当社が本規定に定めることら送金サービスの提供に関し、利用者が被った損害 について責任を負う場合であっても、当社の責任は通常生ずべき事情に基づく通常損害の 範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害及び特別損害については一 切責任を負いません。
- 3. 前二項の規定は、当社が故意または重大な過失に基づき損害を生じさせた場合には、適用されません。

第15条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて 当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示に より告知します。

第16条 (規定の変更等)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- ① 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき
- ② 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

以上

